

京都大学大学院文学研究科 21 世紀 COE プログラム
「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」

帝国システムの政治・文化的比較研究

NEWSLETTER

NO.8
2005/3/18

ニューズレター第 8 号をお届けいたします。今回は、COE 第 11、12、13 回研究会の活動報告が主な内容です。

■ 活動報告

第 11 回 COE 研究会

日時：10 月 16 日（土）、午後 1 時から 3 時半まで
会場：京都大学文学研究科新館第 2 講義室
発表者：宗田 昌人氏（文学研究科研修員）
発表題目：日本統治中期台湾における土着社会への介入と近代化—社会事業関係者の認識をめぐって

報告者は、「社会事業」はそれ自体が歴史化されるべき存在であり、社会事業の過程もまた「社会」をめぐるダイナミズムの中で捉えられるとの立場から、植民地統治下台湾の方面委員制度を切り口に、1920 年代の台湾における近代社会の実態を検討した。報告後の討論では、何故台湾では日本内地と異なり、早くに農村部まで方面委員制度が展開したのか、戦時体制期において同制度は実際にどのように機能したのか、植民地被支配者側の視点を再構成しうる史料は存在するのか、等々の質問が提起されたが、これらは報告者による今後の議論の展開に寄与するものと期待される。

第 12 回 COE 研究会（書評会）

日時：11 月 20 日（土）、午後 1 時から 3 時半まで
会場：京都大学文学研究科東館 4 階 COE 研究室
著書：山内 昌之著『帝国と国民』（岩波書店、二〇〇四年三月）
評者：溝上 宏美氏（現代史学博士後期課程）、松下 慶太氏（二十世紀学博士後期課程）

本書は、国民国家と「帝国」という二つの統治形態と、そこから派生する現在の諸問題について、経済学や政治学など歴史学以外の多岐にわたる議論も引きつつ、非常に幅広い視点から論じたものである。具体的に著者は、国民国家と「帝国」との関係性を切り口に、世界史的視点から、現代の諸問題、特に民族紛争やイスラム諸国家の抱える問題を再検討している。その根底には、依然として「一国史」の枠組から抜け出せず、それどころか「政治史」、「社会史」などとますます細分化しつつある現代の歴史学に対する山内氏の強い疑

念がある。グローバル化の進行に伴って先行きが不透明になっている現在に対して、歴史学の知見に基づいて何らかの方向性を示そうというのが、本書の目的の一つであろう。ただし、本書の扱うトピックの幅広さゆえに、一つ一つの議論については、各専門分野の研究者から批判を受ける可能性がある。

なるほど本書は、「帝国」史研究に新たな視点を提示するには至っていない。それでも本書で評価すべきは、本書全体を通じて浮かび上がるモチーフ、すなわち、地域、そして分野横断的に議論することを通じた現代社会と歴史の「往復」である。多くの研究者が、自らの能力の限界を悟る中でそれを断念していることを考えれば、本書のような議論が提示する批判は重要である。

報告後に続く質疑応答では、吉野作造の「帝国」論に関する著者山内氏の解釈の妥当性、福沢諭吉における思想の時代的変遷を軽視しているのではないか、「帝国と国民」との題名に著者がこめたメッセージとは何か、開発主義を否定しつつもそれにかわる具体的展望が欠如している点、などをめぐって活発な議論がたたかわされた。

第13回 COE 研究会

日時：12月18日（土）、午後1時から3時半まで

会場：京都大学文学研究科新館第3演習室

発表者：浜井 和史氏（外務省外交史料館）

発表題目：「太平洋版 NATO」構想をめぐるアジア・太平洋イニシアチブとアメリカ

報告者は、1949年4月の北大西洋条約成立を契機として続出した、アジア太平洋諸国による地域協力構想に焦点を当て、各国の構想の差異に着目しながらその展開のプロセスを検討した。そして、「太平洋協定」構想に込められた各国の思惑の多様性のために、それが志向する地域統合の気運を醸成するよりも、むしろ地域の分裂を促すことになったその現実が明らかにされた。続く質疑応答では、各国の構想を検討するに際して史料上の制約という障害をいかに克服するのか、アジア各国の多様なイニシアチブはアメリカ側の包括的東アジア太平洋戦略というフィルターを通じてどのように評価されていたのか、さらには、アメリカによる積極的関与の意志の不在という要因が、太平洋版 NATO の挫折の主因を説明し尽くしているのではないか、等々の論点をめぐって議論がたたかわされた。

< 報告要旨 >

日本統治中期台湾における土着社会への介入と近代化—方面委員を中心に

宗田 昌人

文官総督統治の下でさまざまな「近代化」が進展した日本統治中期における台湾社会を解明するべく、本報告は、(1) 社会運動とそれに対する植民地統治者側の対応を主軸として展開された社会の近代化の実態、(2) 戦争遂行のための体制に移行する中での統治権力による土着社会への介入の実態、の二点の分析を基本的な問題設定としている。そのうえで、植民地統治における社会事業の展開、とりわけ方面委員事業について、その実態の解明を通じて、台湾社会の近代化そのものの実相に切り込むことを狙いとしている。具体的には、方面委員事業に関する行政側の位置づけに関して、その実際の運用過程に照らして整理するとともに、方面委員の人物的背景や活動内容から、彼ら自身の台湾社会内部における役割を抽出する。

近年、『植民地社会事業関係資料集 [台湾編]』として各種文献が復刻されたことで、この方面に関する研究は飛躍的に進歩しつつあるといえる。かかる史料に立脚した先行研究として、沈潔は、台湾の方面委員制度の歴史的沿革と特質について整理した上で、「制度の本質は他の植民地のものとは、やはり大きな違いはな」く「植民地の住民たちの反抗を最小限に抑えるための制度」として評価している。また、今井孝二は、

「福祉の近代化をもたらした日本統治後半期の社会事業」についての概括的な考察を加え、「日本統治下台湾における社会事業の展開」に対して、「福祉と統治がセットになった体系的な事業であり、一定の福祉水準を提供した」との、全般的評価を導き出す。制度的な拡充についての整理を主としているが、方面委員については、制度的な変遷と取扱内容を中心に分析し、「社会基層単位に入り込み活動」した存在と位置付けた。また、台湾の社会福祉史を批判的に再検討した李健鴻の研究は特筆すべきであろう。李によれば、植民地統治期の社会事業の機能は、台湾人をして日本帝国の資本主義体制に組み込む上で新たな「労働倫理」を構築するとともに、方面委員制度を通じて「救済の狭義化」・「労働倫理の強化と反意情」といった形でその価値観を伝え広めることにあった。方面委員については、「新しいタイプの『底辺政治』の管理モデルとして、一方で中間階層を組織化して彼らを植民地政府の指導下に回収するとともに、台湾人による抵抗運動を牽制し植民地支配の社会的土台をより堅固なものとするという二つの政治的作用を及ぼした」としている。

だが、これら社会福祉学・社会福祉史の観点による研究は、いずれも社会事業の体系を総体として捉えるものである。これらに対して日本内地の社会事業をめぐる他領域の研究では、方面委員とその役割に関して、これとは異なる視点が提示されている。まず、地域史研究の立場からは、「地域支配」の末端をになう機能としての方面委員制度という視点が提起されている。大森実は「行政主導型による社会事業制度」の末端としての方面委員制度、その担い手としての「都市中間層」による階級闘争防止機能を分析した。松下孝昭は、社会運動と方面委員とが都市下層民の組織化をめぐる対峙するという情況を示し、他方、佐賀朝は、都市下層民の〈社会的諸関係〉における方面委員の活動の重要性を解明し、1920年代における「都市地域支配の再編」過程を明らかにした。

これらの研究はいずれも、底辺下層における社会秩序維持のための機構として方面委員制度を捉え、方面委員が社会関係にどのように介入し、再構築したのかを主要な問題に据えている。一方、玉井金五は、20世紀初頭の日本における近代資本主義の確立、そこでの「社会」というパラダイムの出現において、日本における社会政策の実験的先例として、大阪における「社会的実験」の成果が「植民地における〈都市〉社会政策」を実施する際にも利用され、植民地における社会事業として展開された、との仮説を早い段階で提示していたが、台湾に関しては現在に至るまでかかる視点からの分析は十分になされているとはいえない。日本社会の近代化過程における社会事業の重要性は、植民地台湾における「社会」の近代化を解明する上で重要な位置を占めるといえるのである。

本報告では、これらの成果を踏まえた上で、「社会事業」はそれ自体が歴史化されるべき存在であり、社会事業の過程もまた、この時期における〈社会〉をめぐるダイナミズムの中で捉えられるという立場から、台湾という植民地状況における方面委員を切り口として台湾における近代社会のあり方を検討した。すなわち、上述した先行研究に倣って方面委員制度と社会そのものとの関係に関して、方面委員の人物としての背景、ならびにその活動の実態について初歩的な考察を行った。この点に関しては、台中州に見られた「公設産婆」を「婦人方面委員」として積極的に任命するという方針について指摘するとともに、台南州を例として、その職業的背景から当時の台湾漢人土着社会における方面委員の社会的位置に関する考察を行った。その結果、先行研究でも示されている通り、公務員・専門職・商工業者を中心とする新興の地域有力者階層が方面委員として任命され、社会事業の末端を担ったことが明らかとなった。こうした階層の社会への関与は、内地の場合とある意味相似した「篤志家」という形態をとりつつも、その「地域社会」への積極的な関与は、植民地支配における新たな統治の回路を開拓し、その末端機関としての機能を果たすこととなったのである。加えて、先行研究において見落とされていた、「貸地業・貸家業」を生業とする相当数の方面委員の存在、すなわち旧来の地域有力者としての地主層の存在とその役割についても指摘した。無論この点に関しては、より詳細な検討を加える必要がある。その実態に関しては、『方面委員取扱実例集』などのほか、『社会事業の友』誌上に掲載された記事を基にその傾向を分析するとともに、植民地的特質を析出する作業が必要であろう。

また、方面委員は1930年代中葉以降、他の社会事業とも連動性を高めつつ戦時体制の構築に寄与したことが先行研究でも指摘されているが、後の農村における社会教化に関しては、農事実行小団体を事業主体とする「民風作興運動」と一体となって展開されるに至った点も指摘しておかなければなるまい。この点に関しては、農村における社会運動の残滓を整除しつつ「地域支配」の足がかりを築いたという側面も見落とすわけにはいかない。

<報告要旨>

「太平洋版 NATO」構想をめぐるアジア・太平洋イニシアチブとアメリカ

浜井 和史

第二次世界大戦後のアジア太平洋地域の秩序形成過程を取扱った研究は枚挙に暇がないが、戦後初期に提唱された同地域を包括する「太平洋協定」構想に関する研究は、同構想が結局は実現しなかったこともあり、各国の構想とそれをめぐる国際関係といった点において十分な分析がなされていない。そこで本報告は、北大西洋条約の成立を契機として次々と提案されたアジア太平洋諸国のイニシアチブによる地域協力構想を中心に、各国の構想の差異に着目しながら、構想の展開と挫折のプロセスを明らかにすることを目的とする。

1949年を前後して、アジア太平洋の地域情勢は混乱していた。東南アジア諸国は完全独立もしくは名目的な独立を達成するものの、国内情勢は非常に混乱しており、特に1948年以降は立て続けに共産党勢力が武装蜂起し、各国はその対応に苦慮していた。大陸では中華人民共和国が成立し、他方、アメリカは中国、韓国、フィリピンにおける軍事的コミットメントを縮小しつつあった。そうした状況のもと、1949年4月に調印された北大西洋条約は、この地域にも大きなインパクトを与えることとなった。

北大西洋条約の成立に対して明確な反応をまず見せたのは、フィリピンのキリノ大統領であった。米国の対比経済軍事援助の縮小・停滞し、在比米軍兵力の削減される一方、キリノの収賄問題を契機に国内政治が混乱するなかで、キリノは自身の政治的立場を高めるために「太平洋協定」構想を打ち出したのであった。キリノは北大西洋条約に類似した「太平洋協定」を米国とアジア太平洋の非共産主義国家との間で締結し、アジア太平洋地域安全保障体制を構築することを主張した。それは、韓国、台湾、インド、オーストラリア、ニュージーランドを含む広範な軍事協力体制構想であり、特に米国のリーダーシップを重視したものであった。

このキリノ構想に期待をかけたのが、フィリピンと同様に米国のコミットメントが縮小しつつあった中国国民党政府の蒋介石総統と韓国の李承晩大統領であった。

蒋介石は、1949年7月中旬のキリノとの会談で、「共産主義が極東の自由と独立を脅かしている」ことを確認し、緊急にこの「共通の脅威」に対抗しうる集団安保協力体制を極東諸国間で連帯して構築すべきであるとの共同声明を発表した。具体的には、国民党政府とフィリピンがそれぞれタイやベトナム（バオダイ政権）、インドネシアなどの近隣諸国に軍事統合を目指して働きかける計画で合意していたが、実質的な援助は米国によって与えられることを想定していた。

このキリノと蒋介石の共同声明に対して李承晩は、「太平洋諸国の反共闘争を組織化するためのよいスタート」を切ったと歓迎し、韓国の参加意思を表明した。8月には蒋介石と会談し、共産主義に対抗する同盟構築のためキリノのイニシアチブによりバギオにて予備会議を開催することを要請する共同書簡をキリノに宛てて発出した。しかしその一方で李承晩は、中南米の太平洋沿岸諸国を含む広範な地域に北大西洋条約に類似した地域防衛協定を締結するという独自の構想を提唱するとともに、「太平洋同盟」が成立しなくとも、「米韓同盟」もしくはそれに類似する米韓関係を模索していた点は注目される。

こうしたアジア諸国の動きに対して米国は、西欧と太平洋地域の環境の相違を強調し、同地域の安全保障取極めへの参加に否定的見解を示した。特に、上記三ヶ国による構想の主眼が米国の援助を引き出すことにあるとして、米国は非関与の姿勢を貫くことを各国大使館に通知するなど、厳しい態度をとった。その一方で、アジア太平洋諸国の地域協力に関する自発的イニシアチブに対しては「共感」を示すというスタンスをとった。

以上のような「太平洋協定」構想をめぐるフィリピン・韓国・国民党政府の協調体制は長続きしなかった。なぜなら、これ以後三国間の構想をめぐる齟齬が露呈したからである。

蒋介石は、国民党政府・フィリピン・韓国に参加国を限定する「極東連合 (Far Eastern Union)」構想を主張し、その性格は政治経済に限定的なものとした。これは連合体を通して米国から援助を受けることを狙ったものであった。それに対して、李承晩は強硬な反共姿勢と軍事的性格を明確化した「太平洋協定 (Pacific Pact)」構想に固執した。そして英連邦諸国、米州諸国を含む全ての太平洋沿岸の反共国家に門戸を開く必要

を強調した。

他方、蒋介石との会談と前後して、キリノ構想はすでにフィリピン国内でも後退していた。その代わりに浮上してきたのがロムロ国連代表による「東南アジア連合 (Southeast Asia Union)」構想である。これは、インド、オーストラリア、ニュージーランドを含む東南アジア諸国による政治的経済的連合体を提案するもので、ソ連・中国からの共産主義の浸透に対して心理的に抵抗すると同時に、参加国の独立を維持するという目的から、英・蘭・仏・米を除外するとしていた。また、インドの参加をとりわけ重視し、「反共」ではなく「非共」連合体としての性格を強調し、アジア非共産圏の幅広い支持獲得を目指した。これ以後フィリピンは、路線の相違が顕在化した蒋介石、李承晩と決別し、米国の「共感」のもと、この連合体設立のためのバギオ会議開催を各国に打診することとなる。

こうした構想とは別の方向からも、この時期「太平洋協定」構想が提唱された。それは、英連邦諸国（オーストラリア・ニュージーランド）による地域防衛協定構想である。

オーストラリアはすでに第二次世界大戦終結直後から太平洋地域の恒久的な平和を達成するためには地域安全保障協定を締結する重要性を強調していたが、1949年12月以降、スペンダー外相は、「アジア・太平洋の安定に重大な関心を持ち、同時に軍事的責任を引き受けることができる諸国間の防衛的軍事協定」の締結を「緊急の政策目標」として掲げた。ここで想定される参加国は、米、英、オーストラリア、ニュージーランドなどであり、とりわけ米国の参加なしには防衛協定の効果は失われることを強調した。

このスペンダー構想に対して米国は、一定の評価を与えつつも、自らの参加に関しては消極的立場を繰返すに止まった。英連邦の協調を重視する英国もまた、インドの反対などを受けて、米国による何らかの保障を与えればオーストラリアは満足すると分析していた。

ニュージーランドもまた、1948年以降、北大西洋条約に類似した「太平洋協定」の実現可能性に言及していたが、1950年初頭、ベレンドセン駐米大使は、日本の脅威よりも冷戦のレトリックを重視し、米国の防衛線を「日本～フィリピン」からオーストラリア・ニュージーランドまで南下させるのと引き換えに、両国が北方防衛線の防衛責任を分担する「限定的太平洋協定」構想を提案した。このベレンドセンの提案は、小国として自国にとって可能な貢献の限界を提示しつつ、米国による安全保障を確保するという立場を追求するものと評価できるが、これに対しても米国は関心を示さなかった。

このように、1949年から50年にかけて各国から様々な「太平洋協定」構想が提案されたが、いずれの構想も1950年の前半には姿を消すこととなった。

1950年1月の英連邦諸国間会議では、英連邦と米国間の安全保障協定を求めるオーストラリア・ニュージーランドの提案に反対する声が相次ぎ、両国はそれ以後、米国との直接的結びつきを模索することとなった。

他方、ロムロ構想を軸としてフィリピンは、地域協力を協議するバギオ会議の開催を計画し、各国に参加招請を行ったが、各国の反応は消極的なものであった。また米国もこの時点において、東南アジア諸国の地域協力への無関心、ネルーの批判的態度、及び米国のインドシナ情勢への関心の増大に鑑み、バギオ会議に対する米国の関心は低下していた。結局、1950年5月に開催されたバギオ会議では、政治事項は扱わず、経済協力に関しても具体的成果はなく、アジア諸国の団結を表明するのみで会議は終了することとなり、ロムロ構想もまた挫折することとなった。

このように、北大西洋条約の成立は、アジア太平洋諸国がそれに類似した構想を提唱する起爆剤となったが、「太平洋協定」構想に込めた各国の思惑の多様性は、地域統合よりむしろ分裂を志向することとなった。各構想の唯一の共通性は、「米国の支持と関与」の獲得にあったが、米国が積極的関与の姿勢を示さず、地域のイニシアチブを重視する立場を継続する限り、構想の実現は不可能であったといえよう。しかし、対日講和の文脈において、米国のアジア太平洋地域における安全保障枠組み構築への関心が高まったとき、同地域を包括する「太平洋協定」構想は再び浮上し、本報告で検討した各構想をめぐる様々な動きが講和交渉において少なからぬ影響を与えることになるのである。

(本報告の論旨は、執筆者個人の見解であって、外務省の公式見解ではありません)

出張報告

本研究班では、若手研究者に対するサポートの一環として、「帝国システムの政治・文化的比較研究」の趣旨に合致した研究に関わる海外出張に対し、助成を行ってきました。以下は、本助成により在外研究を行ったメンバー2名による出張報告です。

<報告①>

韓国を訪ねて

川寄 陽

2004年8月2日から20日にかけて、COE「帝国システムの政治・文化的比較研究」の海外出張費補助を受けて韓国での史料調査を行う機会を得た。

私は植民地朝鮮における戦時期の社会教育政策を研究テーマにしており、ことに「国語講習会」を通じて展開された日本語普及政策に関心を抱いている。1930年代後半以降に展開されたいわゆる「皇民化」政策は、被支配民族の朝鮮人に「国民精神」を注入し、将来的に徴兵も可能な「皇国臣民」に铸直すための一連の政策であった。この「国民精神」なるものが「国語」たる日本語を通じてのみ習得可能であるとされ、日本語が単に実用的なことば以上の役割を負わされたことは、日本帝国の植民地支配の性格を考える上で象徴的なのではないかと思われる。私は新聞・雑誌の記事などを用いて当時の日本語普及運動の展開を跡付けようと試みてきたが、行政側の文書については十分な調査を行えてはいなかった。そうした課題を踏まえた上で今回の韓国へ史料調査に向かったが、目的の第一点は国家記録院に所蔵されている朝鮮総督府の文書から社会教育に関する史料を閲覧することで不足した視点を補うことにあった。

韓国政府の公文書館である国家記録院（旧・政府記録保存処）の本院は、韓国中部・大田市郊外の政府合同庁舎の中にある。庁舎の受付でパスポートを預け、1階の記録閲覧室で史料を閲覧することになる。閲覧室の利用は平日朝9時から6時まで、土曜日は半日のみの開室であり、利用に際しては「情報公開請求書」を記す必要がある。朝鮮総督府の文書の多くはデジタルデータ化されており、史料番号を打ち込んでコンピュータで閲覧することができる。事前に文書目録で調査して行ったが、文書番号とデジタル化されたIDは異なっており、担当の方に確認してもらうことになった。ただし、まだデジタル化されておらず現物が本院にない（ソウルに事務所、釜山に支院がある）というものもあり、個人情報に関わるとの理由で申請を却下されたものもあった。閲覧室自体はさほど広くない部屋で、担当の方も非常に親切に対応してくれ、政府機関というイメージはいい意味で裏切られた。ただし、コンピュータがしばしばハングアップするのには困らされた。

韓国訪問のもう一つの目的は釜山広域市立市民図書館に所蔵されている植民地末期の書籍や新聞を確かめることにあった。釜山市街中心部から離れた山の上、草邑洞にあるこの施設は受験生などでにぎわう普通の市民図書館であるが、沿革をひもとけば1901年に日本人居留民の手によってつくられた図書館まで遡る。そのため植民地時代の日本語書籍が多数所蔵されており、これら「解放前日書」は1階の「古文献室」で閲覧できる。古文献室のカウンターで住所氏名などを記帳し（日本の研究者の来室は多い）、司書の方に請求番号を伝えて書庫から出してもらう。複写は古文献室内のコピー機で自分で行う必要がある。1枚30～40ウォンと安いのが、コピーカード（100度数ほどのものしかない）を図書館2階で係の人から購入しなければならない。3階の「連続刊行物室」には植民地期に発行されていた日本語新聞『釜山日報』がある。ここでは身分証（学生証でよい）をカウンターに預け、マイクロフィルムを借り出すことになるが、いささか旧式のリーダープリンタ1台しかなく、機械を50分使用したら10分休止するという指示が出るなど、なかなか不便であった。なお、プリントは1枚100ウォンで、カウンターで支払う。図書館自体の開館時間はもっと長いのが、古文献室・連続刊行物室ともに午前9時から午後6時（冬季は5時）まで。古文献室の場合は昼休みの1時間は閉室するので退出しなければならない。

植民地朝鮮を研究する日本人として、実地に立つことによって多くのことを考えさせられた。持ち帰った史料と課題をもとに論文をまとめたと思う。

雑駁ではあるが、本稿が今後史料調査に赴かれる方の参考になれば幸甚である。

- ・国家記録院 <http://www.archives.go.kr/>
- ・釜山広域市立市民図書館 <http://www.siminlib.go.kr/>

<報告②>

ロンドンでの史料調査を終えて

溝上 宏美

去る9月1日から11日にかけて、ロンドンにある英公文書館(Public Record Office)と大英図書館を訪れる機会を得た。目的は、COE「帝国システムの政治・文化的比較研究」の一部として行なっている私の研究テーマ、イギリス帝国衰退期にあたるアトリー政権期の移民政策に関連する史料の調査であった。もっとも、私が研究対象としている「移民」は、現在、「帝国の遺産」として注目を集めることの多い、旧植民地から来たいわゆる「カラード移民」ではなく、彼らの大量「逆流」直前の時期にあたる1940年代後半に外国人労働者として受け入れられたポーランド人をはじめとする東欧系の「難民」である。一般に、イギリスへの移民を扱った研究でこれらの東欧系移民に焦点をあてるものは非常に少ないが、論じられる時には、キャサリン・ポール(Kathleen Paul)に代表されるように、「イギリス臣民(British Subject)」であった「カラード移民」に対する政策と対比される形で、イギリス政策担当者の中にある「イギリス人」イメージの白人性を論証するための一つの論拠として用いられることが多い。一方で、個々の民族グループに関する研究では、コミュニティ形成やアイデンティティーの問題に関心が集中し、イギリス政府の政策を分析するのは非常に少なく、いわんや、第二次世界大戦と東欧の共産化によって発生したこれらの移民を帝国の側面から分析するものは皆無である。しかし、研究を進める中で、一見、帝国とは全く関係ないかに思われる東欧系移民の受け入れも、帝国とは無縁でないことが明らかになってきた。私が英公文書館を訪れた第一の目的は、東欧系「難民」の受け入れ分担をめぐるイギリス本国と、英連邦、植民地とのやりとりを示す史料の収集であった。その成果については別稿で示すとして、今回は、各訪問先の史料閲覧状況を簡単に留めたい。

英公文書館には2年前にも訪れたことがあるが、利便性はさらに高くなっていった。もっとも大きな変化は、個人用のボックスが設置されたことであろう。同文書館では、各人が閲覧室内の机を一つ確保し、その机の番号を使って、閲覧希望ファイルの申し込みをパソコン上で行なう。新しく設置されたボックスには、机の番号が振ってあり、パソコンでの申し込み後、約30分(実際には、20分ほどで届けられる場合も多い)後に、自分の番号のボックスに注文したファイルが届けられるというシステムである。同文書館では、一回に注文できるファイルは3冊までで、それ以上のファイルを机にのせていると巡回中の警備員の注意を受けることになるのであるが、この個人用ボックスが設置されたおかげで、ファイルをボックスに取り置くことが可能になった。さらに、閉館時間になっても調査が終わらない場合、手続きをすれば、ボックス内にそのままファイルを残しておくことが可能になった。つまり、翌朝、来館後すぐに調査が始められるのである。ファイルが出てくるのを待つ時間が省けるのは、遠い日本から来て少ない日数で調査しなければならない私のような者には、非常にありがたかった。大英図書館と比べ、英公文書館は、外国人でもパスポート一つで利用登録でき、注文したファイルが短時間で出庫される点で、便利である。ただし、これは大英図書館でも同様であるが、文書のコピー代金は、一枚あたり約80円(40ペンス)と高い(大英図書館のコピー機は、1枚約50円ぐらいであったと記憶しているが、1頁ずつコピーしなくてはならないので、コピー枚数が倍になる)。英公文書館では、事前に申請すればデジタルカメラの使用が可能であるので、扱いに慣れているのであれば、デジタルカメラのほうをお勧めする。もっとも、周囲を見回したところ、イギリスの研究者は、コピーなどということはずせず、文書館に通い詰め、ひたすらノートに文書の内容を書き写す、あるいはパソコンに打ち込むという形態が主流のようであった。

さて、今回の渡英のもう一つの目的は、ロンドン北部のコリンデール(Colindale)にある、大英図書館の分館を訪問することであった。この分館は、新聞・雑誌を専門に所蔵しており、私は、移民に対するイギリス人労働者の反応を調べるため、農業労働者組合の機関誌 *Land Worker* を閲覧する目的で、この分館を訪

問したのであった。もっとも、この分館を利用するには、本館でパスカードをつくる必要であり、訪問前日には、ユーストン（Euston）にある大英図書館本館にも足を運んだ。パスカード申請に、パスポートの他に、研究者であるという証明（在学証明書など）、住所証明（日本語の住民票でも可）まで必要であるところは、先ほど述べた英公文書館よりも敷居が高い。また、大英図書館本館でも、若干の史料を閲覧したのであるが、史料がカウンターに到着するまでに1時間かかった。コリンデールの分館では、注文した雑誌を職員が机まで届ける形になっているが、ここでも、注文した雑誌なり新聞なりが届けられるまで、40分程かかることがまれではなかった。新聞などを調査する際には、かなりの日数、通い詰める必要があるであろう。しかし、新聞閲覧用のため机は広く、小さい分館のためか職員も親切で居心地は良かった。

以上、私が、ロンドンでの調査の際に感じたことを筆のおもむくままに書き連ねてきた。これから、イギリスで史料調査を行なう方にとり、多少とも参考になれば幸いである。

■ 今後の研究会の予定

◇ 第14回 COE 研究会

日時：3月21日（月）、午後1時から5時まで

会場：京都大学文学研究科新館第二講義室

発表者および発表題目

- ① 貞好 康志氏（神戸大学）：〈七つの国籍〉のはざまで—蘭印～インドネシア華人の法的地位
- ② 安井 伸氏（慶應義塾大学）：チリによる新自由主義経済思想の輸入と同化

<連絡先>

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

京都大学文学研究科 現代文化学共同研究室

電話/ファックス：075-753-2792

E-Mail: teikoku-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp

URL: <http://www.hmn.bun.kyoto-u.ac.jp/teikoku/>

担当：吹戸 真実